

鳥取県告示第177号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 れしーぶ	八頭郡八頭町 宮谷240-15	居宅介護事業所 れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-15	居宅介護	平成22年4月 1日
株式会社メ ディコープと っとり	鳥取市末広温 泉町566	株式会社メ ディコープと っとりヘルパ ーステーション たんぼぼ	鳥取市末広温泉町 203	〃	平成22年6月 1日
社会福祉法人 れしーぶ	八頭郡八頭町 宮谷240-15	児童デイサー ビスこはる	八頭郡八頭町船岡 348-1	児童デイサー ビス	平成22年4月 1日
社会福祉法人 鳥取県厚生事 業団	鳥取市伏野 2259-43	障害者福祉セン ターあさひ園	鳥取市湖山町西三 丁目113-1	自律訓練（生 活訓練）	〃
有限会社デ バイス	鳥取市雲山166 -27	フレンドシッ プ	鳥取市的場四丁目 36	就労継続支援 A型	〃
〃	〃	〃	〃	就労継続支援 B型	〃